

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 歴史遺産課
委託業務番号	令和4年度 長歴第392号
委託業務名称	名勝慶雲館庭園植栽修復剪定業務
委託業務場所	長浜市港町
業務の概要	名勝慶雲館庭園保存整備委員会において審議された事項で、慶雲館庭園内の樹木において、景観上支障となる樹木、建造物に影響を及ぼす樹木などを対象に、段階的に整えるための剪定や、支障木の伐採により、良好な庭園環境を作る。
履行期間	契約締結日の翌日 から 令和5年3月24日まで
契約年月日	令和5年2月3日
契約額(税込)	2, 222, 000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市山階町561 [商号又は名称] 中川造園 中川 茂樹
契約相手方の 選 定 理 由	慶雲館庭園は名勝庭園という性質上、植栽の剪定作業には熟練した技術が求められ、名勝庭園における植栽剪定の履行実績は不可欠である。このことから「名勝慶雲館庭園整備業者選定委員会」において、市内造園業者の面接と技術審査を行った結果中川造園が採用され、これまで植栽修復剪定業務を委託してきた。本整備事業においては同一業者による計画的な植栽整備が必要であるため引き続き委託する。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>○ 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>